

## 中国地方開発促進史の概要

中国地方においては、昭和35年に制定された中国地方開発促進法に基づき、4次にわたって中国地方開発促進計画が策定された。これにより、交通通信・産業・生活基盤の整備が進み、中国地方の発展に寄与してきた。

### 1 中国地方開発促進法の制定

東北及び九州における開発促進法の制定を受け、中国地方知事会は、昭和34年6月に特別立法等による中国地方を一体とした総合開発の推進を図ることを決定した。その実現のため、同年11月には、中国地方の地方六団体により構成される中国地方開発促進協議会が設立され、特別三立法（開発促進法、開発公庫法、開発株式会社法）を目指した取組みが開始された。

そして、昭和35年3月には、国会において中国地方開発促進決議案が可決され、その後、安保問題等への対応の影響を受けたものの、同年12月に「中国地方開発促進法」が成立した。なお、開発公庫法については日本開発銀行の特別枠確保と支店配置が実現したこと、開発株式会社法についてはその必要性が薄いと判断されたことから、法制定には至らなかった。

### 2 第1次中国地方開発促進計画

中国地方開発促進法の制定後に、国土総合開発法に基づく全国総合開発計画（全総）の策定作業が進められたため、これとの調整を図る必要から「中国地方開発促進計画」の策定は法制定から3年余を要し、昭和39年2月に閣議決定されることとなった。

なお、計画策定に当たっては、国からの要請を受けて、中国地方開発促進協議会が地元10ヵ年計画として「中国地方開発の基本構想」（昭和36年6月）を決定するなど、地元意見との調整も図られた。さらに、計画策定後には、その実効ある推進を図るため、中国地方開発促進協議会は「中国地方開発主要事業計画」（計画期間：昭和38～45年度）を策定し、国への要望活動などにより大規模事業等の計画的な実施が図られた。また、中国地方開発促進協議会では、中国地方開発促進法に基づいて設置された中国地方開発審議会での調査審議にも対応するため、毎年度の事業計画としての「重点事業計画」（昭和52年度からは「重点事業要望書」）の作成を開始した。

第1次の中国地方開発促進計画は、おおむね昭和45年度を目標年度として策定されたが、昭和44年に新全国総合開発計画（新全総）が閣議決定され、その第二部（地方別総合開発の基本構想）に「中国地方開発の基本構想」が定められたため、中国地方開発促進計画の改訂は当面見送られることとなった。なお、「中国地方開発の基本構想」の作成に当たって、国は地元に原案作成を求めたため、中国地方開発促進協議会が中心となり、中国地方知事会の「中国地方開発の構想」がとりまとめられた。

### 3 第2次中国地方開発促進計画

昭和49年の国土庁発足に伴い、地方開発促進計画の所管が経済企画庁から国土庁に移り、国土庁所管のもとに翌年に初めて開催された中国地方開発審議会において、今後進められる第三次全国総合開発計画（三全総）の策定作業との調整を図りつつ、中国地方開発促進計画の改定を行うことが決定された。

このため、中国地方開発審議会に計画部会が設置され、三全総の閣議決定を挟んで同部会において調査審議が進められ、計画部会案の決定とそれを受けた中国地方開発審議会の答申を経て、昭和54年3月に「中国地方開発促進計画（第2次）」が閣議決定された。

#### 4 第3次中国地方開発促進計画

中国地方開発促進計画（第2次）の閣議決定に併せて中国地方開発促進法が改正され、中国地方開発審議会を廃して新たに国土審議会に中国地方開発特別委員会が設置されることとなった。そして、三全総フォローアップ及び四全総策定のための準備など一連の作業が進展する中で、昭和58年に開催された中国四国合同の特別委員会において、新たな中国地方開発促進計画の策定とそのための企画部会の設置が了承された。

企画部会での調査審議が進められる中、第四次全国総合開発計画（四全総）の閣議決定を受けて、新たな中国地方開発促進計画の策定作業が進展し、企画部会案のとりまとめとそれを受けた国土審議会中国地方開発特別委員会の答申を経て、平成2年5月に「中国地方開発促進計画（第3次）」が閣議決定された。

#### 5 第4次中国地方開発促進計画

平成6年末以降、新しい全国総合開発計画の策定作業が本格化するとともに、高齢化・高度情報化・国際化・地方分権の進展など地方を取り巻く環境が大きく変化してきたことから、平成8年2月に開催された国土審議会中国地方開発特別委員会において、新たな中国地方開発促進計画の策定方針が決定された。

具体的な検討は、第五次の全国総合開発計画（21世紀の国土のグランドデザイン）の閣議決定を挟んで、委員会に設置された企画部会及び事務局に設置されたワーキンググループにおいて進められ、企画部会案のとりまとめとそれを受けた国土審議会中国地方開発特別委員会の答申を経て、平成11年3月に「中国地方開発促進計画（第4次）」が閣議決定された。

#### 6 広域地方計画の策定へ

第五次の全国総合開発計画（21世紀の国土のグランドデザイン）において、新たな国土計画体系の確立を図ることが必要と明記されたことを受け、国は、国土総合開発法の改正などについて検討を進め、平成17年には国土総合開発法を抜本的に改正した国土形成計画法が公布・施行されることとなった。これに伴い中国地方開発促進法は廃止され、中国地方開発促進計画に代わって国土形成計画法に基づく広域地方計画が新たに策定されることになった。

新しい広域地方計画は、地方分権の流れを受けて、国の地方支分部局と地方公共団体等により構成される広域地方計画協議会において実質的な内容を検討するものとされており、地方においては、自己決定・自己責任を基本とした自律性がこれまで以上に求められることになる。

## 中国地方開発促進計画に関わる主要経緯

- 昭34.6 中国地方知事会議：中国地方を一体とした総合開発推進を決議
- 昭34.11 中国地方開発促進協議会が発足、三法成立を目指す
- 昭34.12～35.1 三党が中国地方開発特別委員会を設置
- 昭35.3 参議院・衆議院：本会議で中国地方開発促進を決議
- 昭35.12 中国地方開発促進法可決
- 昭36.3 第1回中国地方開発審議会開催、開発促進計画作成基準案を承認
- 昭36.6 「中国地方開発の基本構想(地元10ヵ年計画)」決定(開発促進協議会)
- 昭37.10 全国総合開発計画が閣議決定
- 昭37.12 第2回中国地方開発審議会開催、開発促進計画の作成状況等を説明
- 昭39.1 第3回中国地方開発審議会開催、開発促進計画(案)を答申
- 昭39.2 中国地方開発促進計画(第1次)が閣議決定
- 昭39.8 「中国地方開発主要事業計画(昭和38～45年度)」決定(開発促進協議会)
- 昭43.9 新全総第二部の地元案「中国地方開発の構想」決定(中国地方知事会議)
- 昭44.5 新全総が閣議決定...第二部にブロック別開発の基本構想を記載
- 昭50.11 中国地方開発審議会第1回計画部会開催、開発促進計画の策定について
- 昭51.3 第3回計画部会開催、中国地方開発の現状等(素案)について
- 昭52.11 三全総が閣議決定
- 昭53.5 第4回計画部会開催、計画の構成及び主要計画課題等について
- 昭53.12 第6回計画部会開催、開発促進計画(計画部会案)について
- 昭54.2 第19回中国地方開発審議会、開発促進計画(第2次)について答申
- 昭54.3 中国地方開発促進計画(第2次)が閣議決定
- 昭54.3 中国地方開発審議会が国土審議会中国地方開発特別委員会へ移行
- 昭58.5 第4回中国四国合同地方開発特別委員会開催、開発ビジョン策定と企画部会設置等について
- 昭59.2 第1回企画部会開催、開発ビジョンの作成方針等について
- 昭60.1 第5回中国地方開発特別委員会・第2回企画部会開催、開発ビジョン骨子(案)等について
- 昭62.6 四全総が閣議決定...第1章にブロック別開発・整備の方向を記載
- 平元.8 第3回企画部会開催、開発促進計画スケルトン(案)について(ワーキンググループ設置決定)
- 平2.1 第4回企画部会開催、開発促進計画(案)について
- 平2.5 中国地方開発促進計画(第3次)が閣議決定
- 平7.12 国土審議会計画部会が21世紀の国土のランドデザイン(五全総)の基本的考え方公表
- 平8.2 中国地方発展推進協議会が「中国地方発展ビジョン」作成
- 平8.2 第10回中国地方開発特別委員会開催、開発促進計画の策定方針について
- 平8.6 第1回企画部会開催、主要課題に関する論点について
- 平9.1 第3回企画部会開催、中国地方の開発・発展の基本的方向(案)について
- 平9.11 第11回中国地方開発特別委員会開催、ワーキンググループ設置決定
- 平10.3 21世紀の国土のランドデザイン(五全総)閣議決定...第3部に地域別整備の基本方向を記載
- 平10.5 第4回企画部会開催、開発促進計画の構成と考え方について
- 平10.10 第5回企画部会開催、開発促進計画に向けた検討資料(計画素案)について
- 平11.2 第6回企画部会開催、開発促進計画(案)について
- 平11.3 中国地方開発促進計画(第4次)が閣議決定
- 平13.1 国土審議会中国地方開発特別委員会が同中国地方開発分科会へ移行
- 平17.12 国土形成計画法施行、中国地方開発促進法廃止